

このような規定の趣旨が関係者に十分理解されるよう周知徹底を図るとともに、当該区域を含め、各都道府県においてこれまで推進してきた単独処理浄化槽新設廃止対策が今回の改正を機に一層進展し完全廃止が実現されるよう格段のご尽力を願いたい。また、下水道の予定処理区域については、現に工事が実施され、概ね7年以内、平均3～4年程度で整備が完了し、供用開始される区域であることを前提に上記の除外措置が講ぜられたものであることから、当該区域の設定がこの趣旨を逸脱することのないよう十分留意されたい。

3 既存単独処理浄化槽に係る経過措置等

- (1) 既存単独処理浄化槽について、改正後の浄化槽法の規制を除外するとともに、設置、維持管理等の従来の規制を及ぼすため、改正後の浄化槽法の規定による浄化槽とみなすものとしたこと（附則第2条関係）。
- (2) 既存単独処理浄化槽を使用する者は、下水道の予定処理区域にあるものを除き、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更に努めなければならないものとしたこと（附則第3条関係）。

4 道路法の改正

浄化槽新設時において合併処理浄化槽の設置が義務づけられたことに伴い、道路の下を合併処理浄化槽の設置場所として円滑に活用できるようにするために、道路の占用許可の対象施設に合併処理浄化槽を定めたものであること（附則第6条関係）。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

平成13年2月15日 環境省第32号

各都道府県・各政令市浄化槽行政主管部（局）長宛
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第154号）は平成12年12月28日に公布され、平成13年4月1日から施行される。については、下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期したい。なお、貴管下市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

記

第1 処理技術者の資格要件の見直し（環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第8条）

- 1 処理技術者（以下「技術管理者」という。）の資格要件について、環境大臣が認定する講習会の課程を修了していることを、2年以上実務に従事した経験を有する者等であることに改めたものであること。
- 2 技術管理者の資質の向上を図ることは、処理槽の適切な維持管理を推進するために重要であり、かかる観点から、処理対象人員が501人以上の処理槽の維持管理に関する技術上の業務に必要な専門的知識及び技能に資する講習等を修了することが望ましいものであること。

第2 処理清掃業及び指定検査機関の基準の見直し（規則第11条及び第33条）

- 1 処理清掃業の許可の技術上の基準について、環境大臣が認定する処理槽の清掃に関する講習会の課程を修了した者であることとする基準を、処理槽の清掃に関する専門的知識及び技能を有することに改めたものであること。
- 2 検査員に係る指定検査機関の指定の基準について、環境大臣が認定する処理槽の検査に関する講習会の課程を修了した者を、処理槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者に改めたものであること。なお、検査業務の適切な実施を推進するため、検査員に係る指定の基準について、2以上の実務経験を要件に追加したこと。

第3 その他

処理槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

第4 施行期日

平成13年4月1日から施行

環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について（通知）

平成13年2月15日 環境省第33号

各都道府県・各政令市浄化槽行政主管部（局）長宛
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
処理槽対策室長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第154号）の施行については、本日付環廃対策32号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル・対策部廃棄物対策課長より通知されたところであるが、なお、下記の事項に留意して運用されたく通知する。なお、貴管下市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

記

1 環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第8条関係

- (1) 「政令で定める規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した経験」は、当該浄化槽の保守点検と清掃の実務経験を合わせて2以上の実務経験があれば足りるものであること。
- (2) 技術管理者については、その設置の実態を確認し、必置規制の徹底を図ること。

2 規則第11条関係

- (1) 改正後の規則第11条第4号の「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能」を有していることとは、汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、清掃の作業実務、汚泥の収集・運搬・処理・処分、作業の衛生・安全対策等に関し、十分な専門的知識及び技能を有していることが必要であること。
- (2) 同号の「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能」を有していることには、（財）日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会を修了していること（平成12年度以前に同センターが実施した浄化槽清掃技術者認定講習会を修了していることを含む。）が該当すること。また、この講習会は、2年以上の浄化槽の清掃実務経験が受講資格とされているため、その修了者は「2年以上実務に従事した経験を有していること」の要件も満たすことであること。
- (3) （財）日本環境整備教育センター及び旧（社）日本環境整備教育センター（旧（社）日本浄化槽教育センターを含む。）が実施した浄化槽管理技術者資格認定講習会（Bコース）並びに旧（社）日本浄化槽教育センターが実施した浄化槽管理者資格認定講習会及び浄化槽管理者資格認定講習会（Bコース）の修了者は、同号の「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能」を有していることに該当すること。
- (4) 浄化槽の清掃実務経験については2年以上を許可の要件としているが、浄化槽の清掃業務の適切な実施を推進するため、できるだけ2年を超えて十分な期間有していることが望ましいものであること。
- (5) 浄化槽清掃業の許可については、引き続き昭和62年5月13日付衛環第78号厚生省生活衛生局長水道環境部環境整備課長通知に基づき厳正な運用に当たられたいこと。

3 規則第33条関係

- (1) 改正後の規則第33条第5号の「浄化槽の検査に関する専門的知識、技能」を有する者とは、汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、保守点検・清掃、浄化槽の設置、外観検査・水質検査・書類検査の実施、各検査結果の総合判定等に関し、十分な専門的知識及び技能を有する者であることが必要であること。
- (2) 同号の「浄化槽の検査に関する専門的知識、技能」を有する者には、（財）日本環境整備教育センターが実施する浄化槽検査員講習会（平成12年度以前に同センターが実施した浄化槽検査員認定講習会を含む。）を修了している者が該当すること。
- (3) 今回の改正は、検査機関の指定の基準を厳格化したものであって、検査を行う者については従来どおり(2)の講習会修了者を当てることも差し支えないものであること。

浄化槽法の一部を改正する法律の施行について

平成17年11月14日 環廃対発第051114001号
各都道府県知事・各政令市市長 宛
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
長通知

浄化槽法の一部を改正する法律（平成17年法律第47号）は、平成17年5月20日に公布され、その一部を除いて平成18年2月1日から施行されることになっている。これに伴い、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（平成17年環境省令第29号）が平成17年9月26日に公布され、平成18年2月1日から施行されることとなったところである。

については、その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、施行に遺憾なきを期したい。